

話し合いの概要（平成 30 年 1 月 10 日）

（団体）

部落差別の解消の推進に関する法律は、衆議院、参議院において付帯決議が付されているが、この付帯決議について、県はどのような見方をされているのか。

（県）

この法律に基づいて施策に取り組む場合には、付帯決議に十分留意する必要がある。

（団体）

この法律は、早い段階での差別の解消を目指すことが目的であるのに、期限がないのは相矛盾し、部落差別を固定化すると考えるが、県の見解はどうか。

（県）

期限を設けていないことで、直ちに部落差別が固定化されるとまでは受け止めていない。法律は目的が達成されれば、役割を終えると考えている。

（団体）

この法律で初めて部落差別という言葉が使われたが、部落差別の定義がない。事態や事例が起こったときに、誰が部落差別だと判断して対応するのか。

（県）

部落差別の定義がないことから判断しかねるが、法律の基本理念や国会答弁等から、この法律は県が取り組んで来ている同和問題の解決に資するものと考えている。

（団体）

この法律に基づく国の方向性が決まっていない段階で、県はどう進めていくのか。

（県）

法律では、教育、啓発や相談体制の充実については国との適切な役割分担を踏まえてとなっているが、その役割分担の考え方が示されていない。また、実態調査についてもどのような調査になるのかも示されていないので、現段階において、これまでの取組を継続するとともに、この法律の周知に努めている。

(団体)

教育、啓発を行うことは、意識を植え付けるという側面がある。まだまだ県民の中に差別意識があるから啓発、研修をしないといけないというが、啓発、研修をしたからといって偏見がなくなるかということは立証できない。

(県)

正しい知識を知らないが故に、発言や落書きがあることもある。正しい知識を伝えることでかえって差別意識を植え付けるとは考えていない。

今後も啓発、研修等を通じて正しい知識の普及に取り組んでいく。

(団体)

実態調査について、国の方針が出れば県は従うのか。内容によっては、出来ないと言うこともあるのではないか。

(県)

法律にある実態調査は、国が地方公共団体の協力を得て実施することとなっているので、協力はしていかないといけないと考えている。

(団体)

現在、同和地区は存在していないにも関わらず、今後も同和地区という表現を使うのか。使う根拠は何か。

(県)

後日回答する。